

改正労働者派遣法が施行されました。(2015年9月30日)

これからもお客様が安心して派遣会社を
ご活用いただくためのポイントをご案内いたします。

ポイント

1

派遣会社が派遣労働者を
正社員雇用しているかどうか。

派遣会社が、派遣労働者を正社員雇用していない場合、お客様が同一の派遣労働者を同一の業務でご活用いただける期間は、最長3年となります。

ARTNER

アルトナーは、技術者を正社員雇用(無期雇用)しておりますので、お客様は、最長3年という期間の制限はなく、長期間継続して、当社の技術者をご活用いただけます。

ポイント

2

派遣会社が厚生労働省から
事業の許可を受けているかどうか。

派遣会社が、届出のみで厚生労働省から許可を受けていない場合、今後、許可要件(※)を満たせない会社は、事業を行うことができなくなります。(経過措置3年)

今後、派遣業界と派遣会社は
どうなりますか？

この法改正を機に、許可要件を満たすことが困難な派遣会社は淘汰され、業界全体の健全化が促進するものと想定されます。

	(※)参考：施行前の許可要件	届出のみ
能力開発体制	整備されていること	規定なし
基準資産額	2,000万円×事業所以上	
現金・貯金	1,500万円×事業所以上	
事務所面積	約20m ² 以上	
実地調査	あり	
有効期間	初回3年、以降5年	

事業許可ナシ
派遣会社



事業許可アリ
派遣会社



ARTNER

アルトナーは、事業の許可を受け、またキャリア形成支援制度を備えておりますので、お客様に安心してお取引いただけます。

(参考情報)改正派遣法に関連した報道(当社には直接的な影響はございません)

報道されている内容	関連する法改正の内容
「生涯派遣」	派遣労働者(有期雇用、登録型社員)が、ある業務を3年で終了後、その同一の業務を別の派遣労働者が引き続き行うことが可能となった。(法改正前は、3年で終了後は、別の派遣労働者が引き続き行うことは認められていなかった)
「3年で雇い止め」	無期雇用(正社員雇用)の派遣労働者は、同一の業務を行う期間に制限はないが、有期雇用(登録型社員)の場合は、最長3年となった。(法改正前は、専門26業務を行う場合、有期雇用も、期間に制限はなかった。)